

意見1（規律のあり方について）

・該当箇所

全般

・意見内容

協会設立以来、一貫して、シェアリングエコノミーを通じた個人の活躍を後押しすべく、シェアリングサービスを安心安全に利用できる環境の整備に取り組んできた立場から、フリーランス取引の適正化を目指す本法制度案の趣旨には賛同したい。

もっとも、本法制度案が示すように、就業実態の異なる様々な業界のフリーランスを包括的に対象とする立法を目指すのであれば、一定の遵守事項を大枠として定めつつも、詳細な規律は、当協会が運用する認証制度のような各業界の自主的な取組みを尊重することで、各業界の実態やその変化に即した柔軟かつ実効性のあるルールが形成されるよう、制度設計を工夫する必要があると考える。

・理由

当協会は、シェアリングエコノミープラットフォームの業界団体であると同時に、プラットフォームを運営する事業者の他、プラットフォームを利用する個人も会員に有し、事業者・利用者双方の観点からシェアリングエコノミー全体の健全な発展を目指して日々活動している。

その一環として、プラットフォームにおいて自らのスキルなどをシェアする者（シェアワーカー）が安心安全にプラットフォームを利用できる環境整備にも取り組んでおり、本法制度案の「フリーランスの取引を適正化」という趣旨自体は、当協会の取組みとも趣旨を同じくするもので賛同するものである。

一方、業界によってフリーランスが抱える課題は自ずと異なると思われる。例えば、フリーランスと事業者間の契約書の取り交わしができないことが課題になっている業界もあると思われるが、シェアリングエコノミーの領域においては、プラットフォームが予め取引内容の雛形を用意するなどしており、取引内容の明確化は一定程度図られているものと考えている。また、フリーランスと一口に言っても、（本法制度案が対象としていると思われる）特定の発注者へ依存して働く者もいれば、シェアリングエコノミーという新しい経済の出現に伴って生まれたシェアワーカーのように、特定のプラットフォームや発注者に依存しない働き方をする者もいる。

このような状況で、フリーランス全般に包括的に適用される法制度を施行しても、各産業の実態にあった取引の適正化は図れないと思われるし、今後新たに出現するであろう新たなフリーランスの形態に柔軟に対応できないことが予想される。

そこで、本法制度案の規律のあり方としては、法令レベルでは一定の共通事項を定めるにとどめた上で、詳細な規律は各業界の自主的な取組みに委ねることで、各産業の実態や変化に即した柔軟かつ実効性のあるルールが形成できるように工夫すべきである。

シェアリングエコノミー業界においては、マッチングプラットフォームを提供する事業者が安全性・信頼性確保の観点から遵守すべき項目として政府がとりまとめ「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」（※1）を基に、当協会において日本国内のシェアリングエコノミー業界の標準となる自主ルールを策定し、それに適合したシェアサービスを認証する「シェアリングエコノミー認証制度」を運営している（※2）。このような、業

界ごとの多様な実態に即した自主的な取り組みを尊重し、促していくことが、フリーランス取引の適正化という立法目的の実現に資するものと思料する。

(※1) シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5adb8030-21f5-4c2b-8f03-0e3e01508472/20211101_policies_posts_interconnected_fields_share_eco_03.pdf

(※2) シェアリングエコノミー認証制度

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5adb8030-21f5-4c2b-8f03-0e3e01508472/20211101_policies_posts_interconnected_fields_share_eco_04.pdf

意見2（今後の検討プロセスへの当協会の参画について）

・該当箇所

2（1）フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項

・意見内容

本法制度案の具体化にあたっては、取引適正化のために共通して求めるべき一定の遵守事項を大枠として定めつつも、業界ごとの多様な実態に柔軟に対応することのできる規律のあり方について、様々な業界のステークホルダーとの対話を通じて検討することが重要であり、その検討プロセスには、プラットフォーム事業者とシェアワーカーの双方を会員として有する当協会も参画させていただきたい。

・理由

フリーランスと事業者との契約は、直接契約する場合のほか、スキルシェアのプラットフォームを通じて契約を行う場合も一定数存在する。そして、プラットフォームの関与の仕方も、当事者として契約の間に入る場合（事業者からプラットフォームが受注し、それをフリーランスに再委託する場合）もあれば、契約には関与しない場合（プラットフォームは場を提供するだけであり委託業務に関する契約は当事者間で締結される場合）などもあり、様々な契約形態が存在する。

法制度の方向性として、プラットフォームの存在を考慮しないフリーランスと事業者との二者間の契約のみを想定しているように思われるが、上記のとおり、プラットフォームを通じて契約を行う場合も一定数存在することに鑑み、広くフリーランスの取引の適正化を図るためには、プラットフォームを巻き込んだ議論が必須である。例えば、業務委託の際の書面の交付1つをとっても、プラットフォームを経由する場合は、実質的にはプラットフォームが当該交付に介在するのであり、その役割の整理など、プラットフォームを巻き込んで議論することが不可欠である。

なお、プラットフォームによっては、事業者からフリーランスの支払いをプラットフォーム経由で行うことで、支払遅延や不払いの問題が生じにくい仕組みとなっている場合もあり、仕組みを通じた取引の適正化施策として参考となる事例も存在するところである。

については、本法制度のさらなる具体化を検討するにあたっては、シェアリングエコノミープラットフォームの業界団体である当協会も参画させていただきたい。

意見3（ODRの推進について）

・該当箇所

2（3）フリーランスの申告及び国が行う相談対応

・意見内容

フリーランスが利用しやすい紛争解決手段の整備を進めるべく、フリーランスが利用するデジタル・プラットフォーム及びそれに関する業界団体やODR事業者も参画する形で、関係省庁等が連携しODRの提供の在り方について議論する場を設けていただきたい。

・理由

法制度案では、違反行為に対する制裁として、「行政上の措置として助言、指導、勧告、公表、命令」が想定されている（「（2）違反した場合の対応等」参照）。

しかし、事業者とのトラブルに遭遇したフリーランスが求めることは、一般的には、業務に対する対価として適切な金額を適切な時期に支払ってもらえることであり、多くの場合、事業者に対する制裁は二の次の関心事であると思われる。このような場合、フリーランスとしては、支払いの確保のため、弁護士に相談したり裁判等の紛争解決手続を利用することになるが、フリーランスが受託する案件の相場は高額にならないことも多く、その結果、弁護士に相談したり裁判等の紛争解決手続を利用するのは費用倒れになり、現実的な紛争解決手段として機能していない。

そこで、代替案として、経済的・時間的な観点でフリーランスが利用しやすい紛争解決手段の整備を進めていただきたい。

この点、オンラインによる紛争解決手続「ODR」が注目され、法務省において「ODR推進検討会」が開催されるなど議論が進んでいるが、ODRは上記のとおり、フリーランス政策等とも関連するものであり、消費者庁等の関係省庁との連携が不可欠であると考えられる。

については、同検討会がとりまとめた「ODRの推進に関する基本方針」（※）にもある通り、フリーランスが利用するデジタル・プラットフォーム及びそれに関する業界団体やODR事業者も参画する形で、関係省庁等が連携しODRの提供の在り方について議論する場を設けていただきたい。

（※）「ODRの推進に関する基本方針」

<https://www.moj.go.jp/content/001370368.pdf>